第10期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2021年9月1日から2022年8月31日まで）

ワンダープラネット株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://wonderpla.net/ir/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権の状況

名称		第1回新株予約権
発行決議日		2013年8月29日
新株予約権の数		15個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　1,500株
新株予約権1個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時1株当たりの行使価額		1株につき120円
権利行使期間		2015年8月30日から 2023年8月29日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　15個 目的となる株式数　1,500株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、新株予約権の目的となる株式が、東京証券取引所その他国内の金融商品取引所へ上場され、取引が開始されるまでの日は、新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

③ 新株予約権の相続は、これを認めない。

名称		第２回新株予約権
発行決議日		2015年11月18日
新株予約権の数		20個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　2,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時１株当たりの行使価額		１株につき1,000円
権利行使期間		2017年11月19日から 2025年11月18日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

名称		第３回新株予約権
発行決議日		2016年２月18日
新株予約権の数		60個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　6,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時１株当たりの行使価額		１株につき1,000円
権利行使期間		2018年２月19日から 2026年２月18日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　6,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

名称		第４回新株予約権
発行決議日		2016年８月30日
新株予約権の数		270個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　27,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時１株当たりの行使価額		１株につき2,500円
権利行使期間		2018年８月31日から 2026年８月30日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　220個 目的となる株式数　22,000株 保有者数　3名
	社外取締役	新株予約権の数　50個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　１名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

名称		第７回新株予約権
発行決議日		2018年８月30日
新株予約権の数		5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　5,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時１株当たりの行使価額		１株につき2,500円
権利行使期間		2020年８月31日から 2028年８月30日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	社外取締役	新株予約権の数　5,000個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　１名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

名称		第９回新株予約権
発行決議日		2019年８月30日
新株予約権の数		6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　6,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時１株当たりの行使価額		１株につき2,500円
権利行使期間		2021年８月31日から 2029年８月30日まで
新株予約権の行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　6,000個 目的となる株式数　6,000株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

（注）新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

名称		第10回新株予約権
発行決議日		2020年8月14日
新株予約権の数		5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　5,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時1株当たりの行使価額		1株につき2,500円
権利行使期間		2022年8月17日から 2030年8月16日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　5,000個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2013年８月29日の決議に基づいて発行した第１回新株予約権は、当事業年度中に２個が行使され、200株を発行しております。

2016年２月18日の決議に基づいて発行した第３回新株予約権は、当事業年度中に120個が行使され、12,000株を発行しております。

会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

（2）報酬等の金額

	報酬等の金額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外を委託しておりません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

株主資本等変動計算書

（2021年９月１日から
2022年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	348,207	24	955,500	955,500	1,061,723	1,061,723	－	2,365,456	2,365,456
会計方針の変更による累積的影響額					45,342	45,342		45,342	45,342
会計方針の変更を反映した当期首残高	348,207	24	955,500	955,500	1,107,066	1,107,066	－	2,410,798	2,410,798
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	6,012	△24	6,012	6,012				12,000	12,000
剰余金の配当					△7,663	△7,663		△7,663	△7,663
当期純損失					△1,887,307	△1,887,307		△1,887,307	△1,887,307
自己株式の取得							△99,958	△99,958	△99,958
自己株式の消却					△2,991	△2,991	2,991	－	－
当期変動額合計	6,012	△24	6,012	6,012	△1,897,962	△1,897,962	△96,967	△1,982,930	△1,982,930
当期末残高	354,219	－	961,512	961,512	△790,896	△790,896	△96,967	427,868	427,868

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した 建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10年～24年

工具、器具及び備品　４年～10年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。なお、運営権についてはその効果の及ぶ期間（５年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

② 社債発行費　　支出時に全額費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益の計上基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（自社パブリッシングアプリ・ゲーム内課金）

「アリスフィクション」、「クラッシュフィーバー」等のアプリ・ゲームの企画・開発・運営・配信を行っております。当該サービスにおいて顧客との契約における履行義務は、アプリ・ゲーム内キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持・提供することであると判断しております。そのため、提供するアイテムの性質に応じて顧客の見積り利用期間に基づいて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して利用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であることから、ユーザーがアプリ・ゲーム内通貨を消費した時点で収益として認識する場合と比較して収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。なお、他社と共同で開発・運営を行っているタイトルについては、協業パートナーへの収益分配額を控除した金額を収益として認識しております。

（他社パブリッシングアプリ・ゲームの役務提供に係る収益）

「ジャンプチ ヒーローズ」等のアプリ・ゲームは他社と共同で開発・運営しております。当該サービスの顧客との契約における履行義務は、顧客である企業に対し、当社が開発・運営業務等の役務提供を行うことであると判断しております。そのため、当社から顧客への役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。当社が顧客から受け取る対価は、ユーザーからの課金収入に応じて算定されております。

（受託開発・運営に係る収益）

他社から受託しアプリ・ゲームの開発・運営を行っております。受託開発における履行義務は、顧客である企業に対し一定期間かけて開発するアプリ・ゲームの提供であると判断しております。そのため、開発の進捗度（見積総原価に対する発生原価の割合）に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、受託運営における履行義務は、顧客である企業に対しアプリ・ゲームの運営に係る受託したサービスの提供であると判断しております。そのため、受託サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。当社が顧客から受け取る対価は、契約に定められた固定報酬及び、ユーザーからの課金収入に応じて算定されております。

2．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

（自社パブリッシングアプリ・ゲーム内課金）

ユーザーからの課金収入について、従来はユーザーがアプリ・ゲーム内通貨を消費した時点で収益として認識しておりましたが、提供するアイテムの性質に応じて顧客の見積り利用期間に基づいて収益を認識する方法に変更しております。ただし、ユーザーが継続して利用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であることから、従前の収益の認識時点と比較して重要な差異はなく影響は軽微であります。

（受託開発）

受託開発に係る収益に関して、履行義務の充足に係る進捗度（見積総原価に対する発生原価の割合）に応じ、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は285,137千円減少し、売上原価は219,803千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ65,334千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は45,342千円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「７．金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「前渡金」（前事業年度は、3,300千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4．会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　341,394千円

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、ユーザー数や平均課金額等の予測を踏まえた売上高に関する計画です。ユーザー数や平均課金額等の予測は、過去の実績及び現在の経営環境を考慮して、将来の経営戦略に基づき見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

②に記載した主要な仮定について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（無形固定資産の評価）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

運営権　　326,666千円

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

2022年５月１日付でプラスユー株式会社との「クラッシュフィーバー（以下「本タイトル」という。）」に関する業務提携の解消および同社からの固定資産の取得を行いました。運営権は、その効果の及ぶ期間にわたって定額法で償却しております。運営権の減損の兆候の把握においては、事業計画における本タイトルの損益、経営環境や市場動向の変化など当社が利用可能な情報を用いて検討しております。検討の結果、当事業年度において減損の兆候を識別しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

運営権の減損の兆候の把握に利用した事業計画における主要な仮定は、ユーザー数や平均課金額等の予測を踏まえた売上高に関する計画です。ユーザー数や平均課金額等の予測は、過去の実績及び現在の経営環境を考慮して、将来の経営戦略に基づき見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

②に記載した主要な仮定について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において運営権の評価に重要な影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　44,351千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権　717千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,200,412株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　48,632株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年11月26日株主総会	普通株式	7,663	3.5	2021年8月31日	2021年11月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　212,784株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金の他、必要な資金について社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び預り金は、１年以内の支払期日となっております。

社債及び借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

これらの金融負債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、定期的なモニタリングにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券の非上場株式については、定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

金利変動リスクについては、定期的な金利動向の把握と、一部の借入金については金利を固定化することにより、リスク低減を図っております。

流動性リスクについては、定期的に資金繰り計画を策定し、リスクの継続的な把握と管理を実施しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 社債　(※３)	520,000	520,006	6
(2) 長期借入金　(※４)	673,878	673,905	27
負債計	1,193,878	1,193,912	34

(※１)　「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」並びに「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※２)　市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	574

(※３)　１年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

(※４)　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	－	520,006	－	520,006
長期借入金	－	673,905	－	673,905
負債計	－	1,193,912	－	1,193,912

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の社債発行又は借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	284,440千円
ソフトウエア	1,038,061
その他	4,672
繰延税金資産小計	1,327,174
評価性引当額	△985,045
繰延税金資産合計	342,129
繰延税金負債	
未収事業税	△735
繰延税金負債合計	△735
繰延税金資産の純額	341,394

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　198円84銭

(2) １株当たりの当期純損失　876円24銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（多額な資金の調達）

当社は、財務体質の強化を図り、中長期的な事業成長に向けた必要資金を確保することを目的とし、2022年８月17日開催の取締役会決議に基づき、社債を発行しております。

社債の発行

(1) 発行体名	ワンダープラネット株式会社
(2) 社債の名称	ワンダープラネット株式会社　第３回無担保社債
(3) 社債総額	200,000千円
(4) 利率	年0.23%
(5) 発行価額	額面100円につき金100円
(6) 償還金額	額面100円につき金100円
(7) 社債の期間	３年間
(8) 発行日	2022年９月12日
(9) 償還日	2025年９月12日
(10) 償還方法	半年毎定時償還
(11) 担保等の有無	無担保
(12) 保証人	株式会社十六銀行
(13) 財務代理人	株式会社十六銀行
(14) 総額引受人	株式会社十六銀行
(15) 振替機関	株式会社証券保管振替機構

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	エンターテインメントサービス事業
国内	2,450,432
海外	971,608
顧客との契約から生じる収益	3,422,040
その他の収益	－
外部顧客への売上高	3,422,040

（注）配信元を問わず、日本語版タイトルの開発や運営から生じる売上高を「国内」、海外言語版タイトルの開発や運営から生じる売上高を「海外」として記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(6) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	568,746
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	818,672
契約負債（期首残高）	77,983
契約負債（期末残高）	152,297

契約負債は主に、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務、受託開発において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る前受金であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、77,983千円であります。また、新規タイトルリリースに伴いアイテム課金に係る未消費残高が増加したことにより、当事業年度において、契約負債の残高が74,313千円増加しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。